

様式第5号(第15条関係)

審議会会議録

審議会等の名称	令和第2回 瑞穂市都市計画審議会
開催日時	令和3年1月28日(木曜日) 午前10時00分から午前12時00分
開催場所	瑞穂市役所 穂積庁舎 3階 第1会議室
議題	議案 (1) 瑞穂市緑の基本計画の策定について《意見聴取》
出席委員 欠席委員	出席委員 倉内文孝(会長)、常川良史、松野貴志、 杉原克己、伊藤健二(横林委員の代理)、 関谷行正、古川貴敏、高田里美 松野守男、岩田政男、福田勝好 欠席委員 名張誠、鶴田佳子
公開・非公開の区分 (非公開理由)	公 開 ・ 非 公 開
傍聴人数	1人
審議の概要	(1) 瑞穂市緑の基本計画の策定について《意見聴取》 ◆内容 令和3年3月策定予定の瑞穂市緑の基本計画について、意見聴取を行った。
事務局 (担当課)	瑞穂市 都市整備部 都市開発課 TEL 058-327-2101 FAX 058-327-2120 e-mail tosikai@city.mizuho.lg.jp

令和第2回瑞穂市都市計画審議会 会議録

日 時 令和3年1月28日(木) 午前10時00分から12時00分まで
場 所 瑞穂市役所 穂積庁舎 3階 第1会議室
出席者 倉内文孝(会長)、常川良史(職務代理者)、松野貴志、杉原克己、
伊藤健二(横林委員の代理)、関谷行正、古川貴敏、
高田里美、松野守男、岩田政男、福田勝好 以上11名
欠席者 名張誠、鶴田佳子 以上2名
事務局 鹿野都市整備部長、堀部都市開発課長、小倉都市開発課総括課長補佐、
久保田主査、藤原主事
以上5名
傍聴人数 1名

1. 開催挨拶

2. 議題

(1) 瑞穂市緑の基本計画の策定について

事務局： 定刻となりましたので、はじめさせていただきます。開会にあたり、市長よりご挨拶申し上げます。

市長： 皆様、改めましておはようございます。

今日は委員の皆様方には、大変お忙しい中、令和第2回瑞穂市都市計画審議会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。また、日ごろから皆様方には、それぞれのお立場で瑞穂市のまちづくりにご理解とご協力をいただいておりますことも、重ねてお礼を申し上げます。

今年も新型コロナウイルスの対策に追われておりますが、県内では皆さんご存知のとおり、2月7日まで緊急事態宣言の発出がなされております。昨日、瑞穂市で3名、累計では169名の感染者となっております。そして、12月には88名、1月には54名の方が感染され、感染者全体の約84%が第3波での感染ということで、コロナの波がきている状況になります。また、約60%の方が10代、20代の感染者となっております。そして、その対策ですが、やはり切り札となるのは、ワクチンの接種ということで、今日も午後からワクチンの接種の予算を審議会にて提案をして承認をいただき、早ければ3月上旬には65歳以上の方にクーポン券を送り、下旬から集団接種を進める状況でございます。

今日は瑞穂市緑の基本計画を策定ということで、瑞穂市都市計画審議会の皆さん方からご意見をいただくことをお願いしたいと思っております。この基本計画では、環境保全、防災、レクリエーション、景観といった4つの機能に着目しながら、新しい時代に市民と共に育む瑞穂の緑づくりということで進めていきたいと考えてい

ます。

さらにもう少しお話させていただきますと、これから少子高齢化が一番顕著に表れる2040年問題に対応するために、瑞穂市では3つの地方創生の拠点事業を考えています。1つは現在整備を進めております大月多目的広場です。市民の皆さんがいつでも気軽に使える広場ということから、地方創世の観点を取り入れて、一昨年には東海環状自動車道路、大野神戸インターも開通し、子どもたちをターゲットにした、そんな地方創世の拠点の場として、隣には子どもの図書館もあります。そして史跡がある中山道も通っております。また、大月付近には瑞穂市の特産品である富有柿、梨、いちご、バラがあり、そのあたりについても地方創世の一つとして進めていきたいと考えています。

2つ目の拠点は犀川遊水地になります。現在、牛牧排水機場ということで、治水の最終形を迎えておりますが、来年度から国が推奨しているグリーンインフラ事業を取り入れて水辺の良好な環境と自然豊かな犀川遊水地を人が集まるイベントやレクリエーション、そしてウォーキング、ジョギングなどができる施設として、犀川遊水地を一体的にグリーンインフラ事業と名付けて進めていきたいと考えています。

3つ目の拠点は、JR穂積駅周辺の整備になります。昨年、JA穂積支店と瑞穂のバスターミナルを交換し、令和4年度には事業が着手できるように現在進めております。電車で来ていただけるような都市型の人が集まる、にぎわいを持たせるまちづくりを進めていきたいと考えております。

今日は皆様方に先ほど申しましたが、緑の基本計画の4つの機能を重点として皆様方にご意見をいただきながら進めてまいりますので、よろしくようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

事務局： ありがとうございます。ここで、市長は所用のため退席させていただきます。

最初に、本日の審議会は、委員13名のうち11名の方のご出席をいただいておりますので、瑞穂市都市計画審議会条例第5条第2項に定める2分の1の定足数に達していることをご報告いたします。

それでは、本日ご参集をいただいております審議会委員におかれましては、令和3年5月31日までの約2年間の任期で都市計画審議会委員としてご就任をいただいております、本日が第2回目の審議会になります。委員の変更がありましたので、変更された3名の委員を紹介させていただきます。

・・・（委員の紹介）・・・

次に、事務局の紹介をさせていただきます。

・・・（事務局の紹介）・・・

本日の会議に入ります前に2点ほどご説明をいたします。

1点目は、本会議につきましては、瑞穂市審議会等の設置、運営等に関する要綱第11条に基づきまして、原則公開とさせていただきます。また、瑞穂市審議会等の設置、運営等に関する要綱第12条に基づきまして、傍聴者を10名まで認めるものとして、ホームページ等で開催の案内をしております。

2点目は、本審議会の会議録につきましては、瑞穂市審議会等の設置、運営等に関する要綱第15条に基づき作成をするものとし、全文筆記とさせていただきます、後日になりますが、市のホームページ等により公開をさせて頂くこととなります。議事録の発言者氏名ですが、平成26年度の取り決めにより、委員1、委員2との記載により作成することとしておりますので、よろしくお願いいたします。

ここで、お配りしております資料の確認をさせていただきます。1枚目、本日審議会の次第が1枚、瑞穂市都市計画審議会委員名簿が1枚、事前にお配りさせていただいておりますパワーポイントの資料が1部、現在作成中の瑞穂市緑の基本計画（案）の本編の冊子が1冊となっております。

本日は「瑞穂市緑の基本計画の策定について」ということで、皆様からご意見をいただきたいと思っております。

それでは、ここからの進行は倉内会長にお願いいたします。

会 長： 皆さん、おはようございます。倉内でございます。お忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。今日は、瑞穂市緑の基本計画の策定ということで皆様からご意見を伺いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。では、座って進行させていただきます。まず、事務局の方に確認いたしますが、本日の傍聴希望者はございますか。

事務局： はい、ございます。本日は1名の方の傍聴希望がございました。

会 長： それでは、傍聴希望者の入室につきまして確認をさせていただきます。ご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

会 長： ありがとうございます。それでは、傍聴希望者の入室のご案内をよろしくお願いいたします。

（傍聴者入室）

会 長： それでは、議事に入る前に、傍聴に関する連絡事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局： 傍聴席におみえになります方へ、傍聴に関する連絡をいたします。傍聴人の方におかれましては、受付にて配布をいたしました資料にて今一度、注意事項のご確認をお願いいたします。資料に記載がありますとおり、会議中のご発言等は出来ませんので、よろしくお願いいたします。また、公開という事で傍聴が認められておりますが、録音や録画、写真撮影等は認められておりませんので、ご遠慮頂きますようお願いいたします。

なお、事務局につきましては、記録作成と保存のため、録音や写真の撮影等を行うことを申し添えます。

連絡事項等は以上です。

会 長： ありがとうございます。それでは早速、議事に入っていきたいと思っております。先ほどもありましたように、場内での録音、録画、写真撮影等についてはご遠慮いただきます。

では、本日の審議をお願いします議案は、先ほど申し上げたとおり、「瑞穂市緑の基本計画の策定」ということで皆様からご意見を頂ければと思います。

会議の進め方ですが、まずは議案について事務局の方から説明をいただいて、その後に皆様からご意見、ご質問をいただきたいと思っております。

質疑の際には、挙手の上、私のほうから指名させていただきますので、その後に発言をよろしく申し上げます。

また、今日の会議は正午までを予定しております。審議の時間が十分でないかもしれませんが、限られた時間の中でご審議をお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議案につきましては、皆様に事前に配布しておりますので、一度ご確認をいただいているとは思いますが、事務局のほうから簡単に説明をお願いしたいと思います。では、よろしく申し上げます。

事務局： まず、内容説明の前に今回の「瑞穂市緑の基本計画」は、平成20年度に公園に焦点を絞り策定された「瑞穂市公園・緑地等基本計画」を踏襲し、都市緑地法に基づく基本計画として策定を進めております。また、時期であります。関係課との庁内調整、昨年11月から12月にかけてのパブリックコメントを実施しまして、今回の都市計画審議会のご意見を頂いたのち、3月の完成を目指し策定作業を進めております。また、パブリックコメントにおきましては、ご意見はございませんでした。

説明ですが、前のスクリーンにてパワーポイントにより説明を行います。また、お手元に同様の資料をお配りしておりますので、スクリーンで見にくい箇所がございましたら、お手元の資料でご確認頂ければと思います。

事務局： それでは、要点を絞り完結に説明させていただきます。よろしく願いいたします。

はじめに、緑の基本計画の概要について説明します。緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づき策定する緑地の保全及び緑化の推進に関する計画です。目的は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施することで、内容は緑の将来像や目標、公園・緑地等の整備や保全、緑化推進に関する施策を定める事項となります。本計画は、瑞穂市第2次総合計画を上位計画として策定するもので、その他の関連分野別の諸計画と連携・調整を図ることで、より効果的な都市の緑づくりを目指します。

緑の基本計画の対象とする緑は、幅広い緑を対象としていて、大きく分類しますと施設緑地と地域制緑地に分類されます。施設緑地は、都市公園と公共施設の緑地、社寺等の民間施設の緑地に分類されます。地域制緑地は、農業振興地域農用地区域や河川区域などの法による緑が担保されている緑地です。計画期間につきましては、都市計画マスタープランと整合を図り、目標年次を令和7年としています。なお、長期目標年次を令和17年と設定し、計画を策定いたします。計画対象区域は、本市全域です。

続いて、緑の基本計画の構成についてです。3ページ目の図に示した通りです。現況調査及びその評価を踏まえて、基本方針や計画の

目標の整理、そして緑地の配置方針、施策の方針ということで進めています。

続きまして、本市の緑の現況について説明します。面的な緑地としては、農業振興地域農用地区域が市西部に広く指定されており、また、18本の一級河川が河川区域に指定されています。本市の緑被率は52%であり、その大部分が、田、畑、水面でございいます。河川堤防沿いには市の木である桜が植樹され、本市の緑の特徴となっています。そのほか、小簾紅園など、良好な自然環境や歴史景観が残されています。市民へのアンケート調査では、公園や広場などの維持管理の充実や再整備への要望が高くなっています。

次に、都市公園等の分布状況を調べました。都市公園や児童遊園地などをプロットして、誘致距離半径250mの円で図示したのが、この5ページ目の図となります。この誘致距離の円に入らない部分が、赤色のぼかしで表示していますが、面的に見たときに、公園等が不足するエリアとなります。

次に緑の機能として、緑には環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能、景観構成機能の4つの機能があります。この4つの機能から緑地を評価しました。それでは、それぞれの機能について、順次説明をさせていただきます。

環境保全機能は自然との共生や環境への負荷の低減を重視した機能で、都市の骨格や優れた自然、歴史、農林業などといった項目がございいます。瑞穂市に該当する緑としては、一級河川や農業振興地域農用地区域、社寺林や中山道や五六閘門などがあります。

続いて、レクリエーション機能は健康・レクリエーション・交流活動を重視した機能で、自然とのふれあいの場や日常圏・広域圏におけるレクリエーションの場という項目に着目し、瑞穂市では、河川敷の緑地や桜並木、都市公園、中山道などが該当します。また、市南部には地区公園であるさい川さくら公園があります。

防災機能は災害の防止・軽減、あるいは防災活動の拠点として役割を果たす機能で、避難場所や防災活動拠点、災害に強い都市構造形成という項目があります。瑞穂市に該当する緑としては、オープンスペースを有した都市公園、グラウンド・広場・教育施設や一級河川、農地、街路樹などがあります。

景観形成機能は、特色あるまちづくりに資するような郷土景観やシンボルとなる緑などの都市景観を重視した機能であり、都市の代表となる景観、都市景観の創出・保全が必要な地区などの項目に着目すると、瑞穂市では、一級河川、中山道、五六閘門、社寺林、桜並木、街路樹、JR穂積駅周辺が該当します。

上位計画や現況調査の評価などを踏まえて、緑の基本計画における課題を整理しました。まず、環境保全、景観づくりからは、良好な水辺を有する河川や桜並木、街路樹、社寺林、農地の維持保全があげられます。次に、公園・緑地の整備、維持からは、河川沿いの緑地の活用や、計画的な都市公園等の配置、重要な災害時の活動拠点として公園や広場、緑地の維持、確保などがあげられます。まちづくりからみた緑の課題としては、市の特徴である、河川、農産物、歴史資源等の緑や、JR穂積駅周辺などのまちの顔となるような場所の重点的な緑化や自治会や民間企業などの参画や多様な手法を活用

した緑のまちづくり推進を検討していくことなどがあげられます。以上を踏まえまして、緑の基本計画における基本方針を設定しました。都市の緑は、グリーンインフラとして、環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能、景観形成機能など多様な機能を有しています。これらのグリーンインフラを将来にわたって保全していくとともに、多様な世代に親しまれるレクリエーション・交流の場の整備や充実、災害時などにおいて避難機能を有する公園などのオープンスペースの確保、まちの歴史的資源や水辺などと連携した緑づくりを推進していきます。そして、基本理念として「新しい時代に市民とともに育む瑞穂の緑づくり」を設定しました。また、基本理念を踏まえまして、基本方針を次のように設定します。

- ①憩いとうるおいをもたらす緑の保全
- ②子育て・健康づくり・安心安全に役立つ緑づくり
- ③魅力あるまちづくりにつながる緑化の推進、活用
- ④みんなで力を合わせる緑のまちづくり

基本理念、基本方針を踏まえまして、都市計画マスタープランとの整合を図り、目指すべき緑地の構成を緑の将来像図としてまとめました。緑の将来像図は、都市における緑地の構成を、拠点の緑、軸の緑、市街地を包み、都市環境を保全する面的な緑としてとらえて、全体のネットワークの推進を図るように設定しました。拠点の緑としては、既存のまとまりある緑地を市民交流拠点、中山道沿いの歴史的資源を歴史・文化交流拠点、JR 穂積駅周辺をまちの顔となる拠点として位置づけて、各拠点の緑化推進や公園の維持保全を図ります。そして、各拠点をつなぐ緑の軸として、歴史資源や沿川を活用した緑のネットワークを形成します。市街地周辺部は都市環境の保全に資する緑として農地や河川の緑を配置します。

先ほどの基本方針を踏まえて、4つの施策展開を設定しました。詳細については、後の施策の方針で説明します。

次に、SDGs について説明します。SDGs は持続可能な開発目標であり、2015 年の国連サミットで採択された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。持続可能な社会を実現するための 17 の目標とそれらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成されています。本市においても、SDGs の理念に基づき、持続可能なまちづくりを進めていきます。特に本計画に関連すると考えられる目標は、3 つです。

11 番の「住み続けられるまちづくりを」は、都市と人間の居住地を包括的、安全、強靱かつ持続可能にするということで、計画の基本方針②、③と関連しています。

15 番の「陸の豊かさを守ろう」は、陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、生物多様性損失の阻止を図るという内容で、計画の基本方針①と関連しています。

17 番の「パートナーシップで目標を達成しよう」は、持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化するという内容で、計画の基本方針④に関連しています。

次に、計画のフレームについて、基本方針を実現するための指標をまとめました。将来人口は総合計画及び都市計画マスタープランと同じ 55,000 人を採用しています。都市公園の整備目標として、長期

目標年次の都市公園では、一人あたり 3.6 m²、都市公園等では、一人あたり 11.2 m²を目標としています。参考までに都市公園法運用指針において、市町村の区域内の都市公園で一人あたり 10 m²、都市公園政策大綱において、都市公園と公共施設緑地を合わせた都市公園等では一人あたり 20 m²というものです。

次に、緑地の配置計画では、緑の4つの機能である環境保全、レクリエーション、防災、景観形成の各系統別に緑地の配置計画を作成して、これらを受けて、本市における総合的な緑地の配置計画を設定しました。

総合的な緑地の配置計画として、まず環境保全に係る配置計画では、河川、社寺林や天然記念物、農地、市内北西部に広がる農業振興地域農用地区域の保全。レクリエーション面では、市民の誰もが身近に利用できる都市公園等を18ページ目の図に赤色で示す不足エリアに配慮しながら適宜配置します。中山道による散策が楽しめる空間を活用し魅力の向上。防災の面で、街路樹には、延焼遮断の役割を有することから、今後も維持保全をしていきます。景観面で、JR穂積駅周辺について、まちの顔として相応しい都市空間とするため、憩いの広場やランドマークとなる緑地の創出を図っていきます。

ここからは、具体的な緑地に係る施策の方針について説明をします。基本方針①憩いとうるおいをもたらす緑の保全について、3つの施策の方針を設定します。1つ目に、本市の緑の骨格となっている長良川、揖斐川等の18本の一級河川や広大な農業振興地域農用地区域を保全します。2つ目に、広場や公園、グラウンドなどの市民交流拠点や史跡などの歴史・文化交流拠点の保全・活用を図ります。3つ目に、市民交流拠点、まちの顔となる拠点、歴史・文化交流拠点などをつなぐ河川や街路樹による緑のネットワークの保全とさらなる緑の創出を図ります。

基本方針②子育て・健康づくり・安心安全に役立つ緑づくりについて、5つの施策の方針を設定します。1つ目に、新たな地域拠点となる身近な都市公園等の適正な配置・整備を目指します。2つ目に、既存公園などは、利用者のニーズや老朽化にあわせて順次再整備を行い、魅力の向上、長寿命化を図ります。3つ目に、地域からの公園に対する要望など市民ニーズへの対応を図るとともに、住民参加による公園づくりを推進します。4つ目に、避難場所や災害時の拠点となる防災に配慮した公園づくりを推進します。5つ目に、安全・安心して利用できる公園づくりとして、公園等に防犯カメラの設置を進めていきます。

基本方針③魅力あるまちづくりにつながる緑化の推進、活用について、3つの施策の方針を設定します。まず1つ目に、まちの顔となるJR穂積駅周辺や市役所などの公共公益施設は緑化のシンボル拠点として緑化を推進します。2つ目に、住宅地、工業地、商業地など民有地の緑化を推進して、地域の緑を創出します。3つ目に、中山道沿いなどの歴史的資源や歴史的構造物などについてまちづくり資源として活用していきます。

基本方針④では、緑のまちづくりの推進では、行政だけでなく、市民や事業者との協働作業が不可欠となり、みんなで力を合わせる緑

のまちづくりとして3つの施策の方針を設定します。1つ目に、協働による緑化の普及啓発として、公共施設や民有地の面的な緑化の充実など、市民との協働により、みんなで力を合わせて緑化を推進します。例えば、緑化活動への自治会、子ども会、老人クラブ、ボランティアなどの参加や、緑化に係る教育・広報活動、各種緑化行事の開催などを推進していきます。2つ目に、協働による緑のまちづくりと役割分担です。緑のまちづくりの推進にあたって、市民、事業者、行政が互いに理解し、適切な役割分担と相互の協働作業を基本とした緑の施策に取り組みます。市民の役割では、生活の中で身近な緑を育てる、自治会などによる緑化活動への取り組み。事業者の役割では、工場外周部の緑化や地域と連携を図った緑化。行政の役割では、緑化施策の推進、市民や事業者との協働体制づくりの支援や活動推進の機会提供ということ掲げています。以上、施策の方針について、説明しました。説明は以上です。

会 長： ありがとうございます。では、今ご説明いただいた内容について、皆さんにご意見を伺いたいと思いますが、皆さんにお伺いをする前に、審議会の立ち位置・役割を確認しておきたいと思えます。一番初めにご説明いただいた通りで、この計画については、今の状況はパブリックコメントを終えて、ここで意見聴取した後に、3月に完成するというご説明だったと思えます。その中での意見聴取ということで、「これは違うのでは」と言う意見でも、パブリックコメントが済んでいるのであれば、大きく変化できるものでもないということですかね。そういう意味で、今後のことを考えた上で、皆さんから自由にご意見を伺っていいのかと言いますか、おそらく皆さんからご意見をいただけたらと思えますが、必要なものは、計画を修正していただけるのか、ここで伺っておいて、また今後の検討といただけるのかについて、確認させていただきたいのですが事務局いかがでしょうか。

事務局： 今回の意見聴取につきましては、内容変更の可能な範囲において、関係課と協議の上、緑の基本計画に変更を加えていきたいと考えております。

会 長： 逆に言うと、大きく内容が変わるような意見については、次の機会にじっくりと検討されるという位置づけということですね。はい、ありがとうございます。
では、皆様からご意見を伺いたいと思えますが、欠席されました委員1から、事前にご意見を伺っていると聞いておりますので、まずは事務局から、ご披露いただけますでしょうか。

事務局： 委員1から事前にご意見を3件いただいておりますので、事務局からご紹介させていただきます。
まず1点目ですが、パワーポイント資料14ページの基本方針の体系のところ、4つの機能の評価をしたのは非常に良いと思えますが、4つの施策の方針と4つの機能がどのように関わってくるかが、視覚的にわかりにくい。中を読んでいけば、読み取れますが、そこをもう少しわかりやすくしていただけたらいいのではというのが1点目のご意見でございます。
2点目は、パワーポイント資料16ページに都市公園の整備目標を掲

げておりますが、評価目標につきまして、面積以外にもあってもいいのではというご意見でございます。

3点目は、パワーポイント資料5ページに都市公園をプロットした図がございますが、図の中の赤い四角が都市公園になり、市内に分布しています。緑色の四角が都市公園に準ずる緑地等公園として分布していますが、そのあたりについて都市公園に位置づけを変更することを検討してみてもというご意見をいただきました。

会 長： 今、3点ご質問あったと思いますが、1点ずつ、事務局のお考えをお聞かせいただけないでしょうか。

事務局： 1点目の4つの機能ですが、ご指摘の通り、例えば、「②子育て・健康づくり」の「(1) 新たな地域拠点となる身近な公園の整備」というのは、レクリエーション機能だということは、中を見ていけばわかりますが、視覚的にわからないということで、修正する方向で検討をしていきたいと思っております。

2点目の目標指数ですが、パワーポイント資料16ページに公園の整備ということで説明をさせていただきましたが、本編では他の指標についても目標として掲げさせていただいております。本編67ページには、緑地の整備目標ということで、「(1) 市街化区域」ですと、現状3.5%を3.6%にという目標や、本編69ページでは、文言ですが、民間施設の緑地、地域制緑地は維持保全を図っていくということで記載しております。パワーポイントでは都市公園の整備目標のみでしたが、本編でこのように記載をさせていただきながら、今後の施策を取り組んでいきたいと考えております。

3点目の都市公園の位置づけの変更ですが、基本的に位置づけを変えることは、現在は考えてはならず、現在の位置づけのままリニューアルをしながら市民の方にお使いいただけたらということを考えております。以上になります。

会 長： ありがとうございます。今の関連したところで、何かご意見あったら伺いしようと思っております。

委員 2： 3点目の質問の緑の四角の都市公園に準ずる緑地で表示されているところは、今後も都市公園としては考えないという判断ですか。例えば、整備すれば都市公園としてみなされるのか、その辺のところは何か基準というか、規定があるのでしょうか。

会 長： 事務局いかがでしょうか。

事務局： 面積的なものは当然出てまいります。都市公園に準ずる緑色の四角の緑地は比較的小規模となっております。2,500㎡というのが都市公園の基準でございます。そこに及ばないことがひとつの理由となります。

会 長： そういう意味では、緑地あるいは公園としては機能しているということですし、これからもその機能は守っていきたいということですか。

事務局： はい、そのとおりです。

会 長： この計画の中に載せてカバー率を出しているということは、これが

重要な役割をもつという認識を市としてもっているということですね。

そして、都市公園に準ずる緑地がなくならないように、市でしっかりとチェックしたり、サポートしたりということはできるという認識でいいのでしょうか。

つまり、都市公園に位置づけずとも、しっかりと管理していくことは可能であるということでしょうか。

事務局： はい。緑の四角は都市公園に準ずる緑地ということで、無くなることもございませんし、地元と連携する公園もありますが、市にて管理を行っております。

会長： 都市公園に準じた形で整備はしていくが、面積等の関係で都市公園になるわけではないという理解でいいですか。

事務局： はい、そのとおりです。

会長： 他にございますか。

委員 2： 補足になりますが、パワーポイント資料 16 ページの目標値について、やはり極端に都市公園の目標値が少ないですよ。確かに、市街化区域内で都市公園は整備しにくいというのもわかるので、先ほどの緑で表示された中で都市公園に移行できるようなところがあれば、整備しておいたほうが都市公園の整備としては早いのではと考えましたので、今の質問をさせていただきました。

会長： その他、いかがでしょうか。

1 点目は修正したいということで、やはり私も同じような印象がありまして、4つの機能が緑に求められる機能として整理されたあと、現状の課題を説明いただいておりますが、求められる機能と現状の課題がどのようにリンクしているかがあまり明確ではない。なおかつ、その課題に対しての方針と緑の機能との関係性を書くことは、基本計画として求められるものではないかと思えますし、内容が変わるわけではないと思えますので、どこかで整理していただいたほうがいいのではというのは、私も思っておりましたので、付け加えさせていただきます。

2 点目ですが、先ほどのご説明では、本編ではいくつか指標を書いているということですが、おそらく、委員 1 がおっしゃられていることと、私が感じているところは近いと思うのですが、パワーポイント資料 16 ページに示されている指標をもって、4つの機能が満たされているとはなかなか言えないと思います。そういう意味では、いわゆるアウトプットと言いましょか、数字として見えてくるものであって、公園をいくつか整備した、あるいはここに書いてある施策が実現した中で、アウトカムとして環境保全機能として、どう実現されているのか、改善されたのか、防災機能というものがこういった指標で計れば、こういう改善がみられるよねということを見せることが、やはり計画の整備目標になるべきではないかなと思えました。簡単なことではないと思えますので、3月までに修正できるようなものではないのかもしれませんが、やはり基本計画としてもつのであれば、アウトカムのところを少し意識いただいた

ほうがいいのではないかと思いますので、そういった意味で、委員1の第2の意見についても、私のほうから少し付け加えさせていただきます。

その他、どの点でも結構ですので、ご意見を伺えればと思います。いかがでしょうか。

委員 3： パワーポイント資料 20 ページの一番下に、「公園利用者が安全・安心して利用できる公園づくり」のところに「防犯カメラの設置」とありますが、例えば、今回の公園の計画の中で、警察とも連携しながら事件が発生した場合に死角になり得る場所を選定し、防犯カメラを設置していくのか、市の単独で設置をしていくのか。現在も順次、既存の公園で防犯カメラの設置が進んでいると思いますが、どのように防犯カメラ等の設置場所を選定しているのかお聞かせください。

会 長： 事務局いかがでしょうか。

事務局： まず、公園内の防犯カメラを昨年度から設置を始めております。第一次的な目的としては、公園の施設等の損壊だとか、公園内での事故等の防犯という意味がございます。二次的には、設置場所を死角ではなく、周辺の道路等も映るようにして、近くで犯罪があったという時に、最近よくみられるコンビニの防犯カメラに犯人が逃げていく映像が映るといようなことも目的としており、公園内だけでなく、周辺の地域の防犯という意味でも付けているというところがございます。今のところ、都市公園 24 ヶ所で設置する計画でおります。

この話と少し変わりますが、それ以外では今後は主要な道路や施設でも検討していくという状況でございます。

会 長： ありがとうございます。他にございますか。

委員 3： パワーポイント資料 6 ページにレクリエーション機能があつて、中身を見ますと、多様化するという言葉だけで簡略化されておまして、「多様化」とは、いったい何を指しているのかお聞かせください。

会 長： この「多様化」というところですね。これの意味するところということですが、事務局いかがですか。

事務局： 多世代にわたるといことイメージしておまして、少子高齢化にもなりつつありますが、お子様から年配の方までの全世代を対象としたという意味合いを「多様化」という言葉で表現をさせていただいております。

委員 3： 「多様化」という言葉を使うよりも、今ご回答いただいた内容のほうが伝わりやすいと思いますので、できれば変更していただきたいと思います。

もう一点。遊具とか、そういったものの設置の話は、なかなかこの中では出てこないですが、大人から子供まで多様化するというというお考えであるのであれば、やはりお子様にとっては遊具で遊ぶことが一番の公園の楽しみかと思いますが、その辺りはどのようにお

考えなのか、お聞かせください。

会 長： 事務局いかがですか。

事務局： 本編 85 ページの「既存公園等のリニューアル」の中でバリアフリー化やユニバーサルデザイン化に取り組みながら、子育ての場、コミュニケーションの場、健康づくりの場というような地域のふれあいの場となるような公園の質の向上を図りつつ、公園整備を考えていきたいと思っております。

委員 3： 現在、瑞穂市の公園でバーベキュー禁止とか、ボールで遊んではいけませんとかあると思いますが、計画を策定していく上で、見えてこないのはやはり子供達です。バリアフリーにして転ばないような整備や、また、ベンチを設置して会話を楽しむとかということはあると思いますが、そもそも公園に何の魅力もなかったら人が集まらない。公園については、私も見ておりますが、瑞穂市内で人が多い公園は数カ所に限られています。緑の基本計画は結構ですが、市民の方々が使いやすい公園整備を考えていかないと、ただの費用の無駄遣いとなってしまいますので、このような資料の中に子供達の思いも少し含めてあげたいと思います。やはり、遊具で遊ぶ子供の姿は私も見たいと思っておりますし、既存の三点セットだけではなかなか子供達が集まってこない。家にこもってオンラインのゲームなどで顔も見ずに遊ぶことが結構増えているので、なるべく子供達が外に出やすい環境整備をお願いしたい。また、高齢者も子育て世代の大人も活用しやすいといったような言葉を少し入れていただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょう。

会 長： 事務局いかがですか。

事務局： ご意見の通り、近年つくられた公園ですと、鉄棒、ブランコ、すべり台の 3 点遊具での整備となり、あまり不公平感をもたれないように、同じような公園整備になってきたのは事実でございます。特色ある公園づくりというのは、これからのひとつのワードになってくると考えております。緑の基本計画への記述につきましては検討させていただきたいと思っております。

委員 3： 結局それだから、公園は三点セットばかりになって、公平性というのは結構ですが、やはりいろんな方々やお子さんが活動しやすくなるために、既存の公園をしっかりと見直しながら進めていかない限りは、今後どんな公園をつくっても全く人が集まらないし、今の瑞穂市の公園のほとんどがそうです。私も全部調査をしました。ですから、そういった言葉を少しずつこの計画に入れながら、検討しておりますとか、子供達の遊びやすい遊具を検討しておりますとか、そういった言葉を入れておかないと市民には何も刺さらない。「公園ができました」と言っても何ら反応もなく、年に一回防災訓練をして終わりになってしまいます。公園整備において重要なことが憩いの場づくりであれば、場の提供をこういった計画に入れていただかない限りは、何も刺さりません。ざっとこの資料を拝見しましたが、個人的に何も刺さってきません。その辺を柔軟に考えて計画づくりの見直しをしていただきたいと思っております。

最後に一点。瑞穂市の花は「アジサイ」です。これを知っている市民も非常に少ないということで、実際どこにアジサイがあるのか、わからない方が多い。どこへ行ってもアジサイがない。せっかく瑞穂市の花がアジサイということであれば、アジサイを巡るツアーなどのレクリエーションも中に組み込んでいとか、瑞穂市の大事な花をもっとアピールする内容も計画に書くと、認知度が増えていくので入れていただきたいと思います。その辺はいかがでしょうか。

会 長： 事務局いかがですか。

事務局： 糸貫川沿いにアジサイがきれいに咲く堤防がございますが、そのような文言は入っていないので、追加検討したいと思います。また、アジサイを巡るような学習的な部分につきましては、検討していきたいと思います。

会 長： 今回のコメントで大事なところが2つあるような気がしていて、1つは、市の花アジサイなどを地元の特色として見えるようにしたほうが、これを読まれた方に瑞穂市というものの親近感を再確認してもらえるといることがあると思います。

もう1点は、そういったところを巡るツアーというのは、今までは、何かをしたいから公園などを整備しましょうですけども、これらを上手く使って外から来てもらう、あるいは市民の方に積極的に歩いていただいて、健康増進になればいいという自分達から前へ動くような視点があってもいいのではないかというところだと思います。確かにざっと見ても、そういった視点はあまり強くないと感じました。それができるのはレクリエーションに限定されてしまうのかもしれませんが、もしどこかに少し加えることができるなら、検討いただければいいかと思います。

その他、いかがですか。

委員 4： 緑の計画は必要であると理解できますが、憩いの場だとか、癒したとかというワードが出てくると、やはり管理された緑じゃないとそういう気持ちにはならない。現実、今の公園の維持管理や街路樹のメンテナンス、それが非常に疎かになっている。年に1回のメンテナンスだけでは管理の間隔が広すぎて、草ぼうぼう、枝は伸び放題というような状態では、かえって邪魔になるという印象が避けられないです。都市計画の中に当然、道路、歩道が入ってくると思いますが、歩道としての機能を保全するためには、適正なメンテナンスと、元々の設計が自転車や車イスも通れるというような歩道がちゃんと確保されているのか、あるいは空間的に枝も掃ってちゃんと通れるのかというようなことが重要で、まずそれが確保された上での緑だと思います。瑞穂市も含めて県も国も非常に管理費用の予算が削られていて、国道21号の予算を調べてもわかると思いますが、歩道と車道の間植樹帯が、夏場だと草ぼうぼうで、木なのか草なのかかわからないぐらいです。車道に出てきて邪魔になるぐらい、歩道なんて歩けないぐらい伸びている。朝日大学の前のハナミズキの一带も、もともと歩道が狭いので通りにくいですが、自転車で通ると頭に枝が触るという状況で、とても歩道の機能を果たしていないと思っています。緑も大切ですが、どちらを優先にするかということ

です。何年か前にバリアフリーの関係で、穂積庁舎の周りの植樹帯を撤去しました。総合センターの南側に植樹帯がありましたが、有効幅がとれないということで全部撤去して、車イスが通行できる 2 mか 1.5mを確保するというので、それを市内全部やろうとすると、物理的に歩道の幅が足りない。そういった中でも緑を進めていくということであれば、道幅そのものを確保するという話になっていきますが、現状の中でのどちらを優先していくかというのが非常に重要かと思えます。

会 長： はい、ありがとうございます。特に後半のところは、結構大事なところの視点だと思いますが、何か事務局のほうからご指摘をいただいた点についてございますか。

事務局： 本編の中で、街路樹について維持保全するということですが、当然財政的な事情もございます。まだ具体的ではありませんが、住民参画ということで、本編 97 ページですが、子供会などの団体に管理をお願いするというアダプトプログラム制度というものがございまして、行政だけではなく、維持管理を進めていけたらということで、ここではアダプトプログラムの例を挙げておりますが、住民参加による維持管理を考えているところです。

会 長： 他にございますか。

委員 4： パワーポイント資料 22 ページに協働とあるが、予算がないので民でお願いしますという話も、理解はできますが、担い手のだいたいが高齢者になると思えますが、昨今、高齢者も仕事をずっと続けていて、定年もどんどん延びているので、元気に動ける高齢者も少なくなってきた。岐阜市の若宮町通りから西のほうにけやき通りがありますが、けやきの落ち葉の処理が大変です。自分ではやったことがないのでわかりませんが、季節になると道いっぱい落ち葉が落ちて、どなたが掃除していると思われませんか。柳ヶ瀬に近い地域は住人がいないので、市で管理しています。しかし、西の方は宅地があるので、それぞれの町内の皆さんが毎朝掃除しています。市はゴミ袋の提供だけです。収集はすると思えますが、住民の皆さんが毎朝掃除しています。その方たちに聞くと、昔からやっているけど、やり手も少なくなってきたし、息子たちは郊外に家を建てて出ていってしまい、住民がどんどん減っていて、あと何年続けられるだろうかというご意見がありました。同じようなことが瑞穂市でも起こるので、私は危惧しています。簡単に住民の協働という言葉だけで解決するとは思えませんので、次の何らかの手立てを考えないといけないと思えます。

委員 5： 今日は緑の基本計画の審議で、緑のバランスや調和といった話をする場だと思いますが、公園の整備が悪いとか、落ち葉が落ちるといふ発想で発言したら会がまとまらなくなる。アジサイや桜、イチョウにしたって咲けば落ちる。誰がやるとか、お金がないから、老人クラブがやるとかという発想をしたら、緑という発想が消えてしまうので、あまり掘り下げないほうがいいと思う。もちろん安全ということは大事ですが、管理についても現場から言わせれば、お金がないからと結論が出てしまう。だから、私は地域おこしや住民おこ

しに預けてもいいと思います。

委員 6： 私は農業委員会の立場なので、少し今やっている良いことを話したいと思います。

パワーポイント資料 18 ページに環境保全と農業振興地域農用地区域の保全とありますが、西地域は、農振地域でほとんどが農地です。今は農業も主流化してきて、田は集積されたり、農地中間管理機構に預けたりして、保全をされていますが、柿は耕作者の高齢化により、少しずつ切られているところもあります。そのような中で、定年をお迎えになる若い 55 歳や 60 歳の方が、柿の木を定植されるといったことがあります。高齢化により農業が衰退していく中で、少しずつ前を向いてやっている方もおみえになり、JA や農林事務所からも指導があるので悪いことばかりではないです。本当に保全というのは難しいですが、そういった若い方もおみえになります。また、農業離れにより作物危機となることもあります。問題点を調査しながら、一生懸命やられていると思います。

会 長： 他にございますか。

委員 7： 緑の基本計画について、冒頭にご説明いただいたので、緑化について概要はおおよそ理解できましたが、パワーポイント資料 11 ページに「課題の整理」という項目の中の一番下に「まちづくり」という言葉がありますが、まちづくり資源として、瑞穂市の場合、中山道があります。そこには、歴史的な資源があり、それを保全していくということが謳われていますが、歴史的資源と緑化を推進していくということは、文化庁が地域の歴史的建造物や施設を重点的に掘り起こしなさいということをお各都道府県に通達して、我々も取り組んでいるわけですが、瑞穂市には中山道という旧街道があるので、観光に結びつけるということも大事かと思えます。そこを緑化することによって観光化して、まちづくりに活用していくということが大事なのかなと思っていますが、ここで挙げてある歴史的資源を継承した保全・活用ということについて、市で、もう少し具体的に何か計画があればお聞かせいただきたいと思っています。

会 長： 事務局いかがですか。

事務局： 基本的に緑の基本計画というのは、総合的な考え方の配置計画を提示させていただいており、緑を活用して憩いとうるおい、子育て、魅力あるまちづくり、みんなで力を合わせる緑づくりという大きな方針的な部分で、そこから奥へ入った個別の部分に関しては、それぞれの担当課で掘り下げていくものだと思います。緑の基本計画としては、総合的な計画という考え方です。冒頭、市長からあいさつもありましたが、今、大月の多目的広場を整備しており、これが中山道に直結した広場になっておりまして、具体的にはまだこれからですが、中山道と何か関連づけられたらということでも検討をしているところでございます。

会 長： 緑の基本計画は全体としての計画で、その中で具体のものは、一つずつ進んでいるものがあるということですね。その他いかがですか。

委員 8：冒頭、会長もお話しされましたが、計画である以上、目標があって、それをどうやって達成したかということを見極めることも大切だと思えます。例えば、パワーポイント資料4ページの「緑地現況調査」で、いろいろ現状の調査をされていると思いますが、この調査と課題がどのように結びついているのかがわからない。要は、何を調査して、何を問題点にしたから、この課題が生まれてきた、という結びつきがよくわからない。緑の現況では、良いことしか書いてなくて、欠点や問題があるという指摘がないまま課題を精査しているの、どのように結びついているのかがわからないということです。

パワーポイント資料12ページに基本方針①に「憩いとうるおいをもたらす緑の保全」とありますが、それができていないのは何%で、それをどのようにしたいのかということ、基本方針④の「みんなで力を合わせる緑のまちづくり」で言うと、現状どれくらいのレベルで、目標をどうするのかということがよくわからない。

現状の調査と課題の結びつきと、達成をどうやって測るのかがわからない。

会長：今のご意見はかなり重要な指摘だと思えます。私も一番初めに申し上げましたが、流れが見えないということです。「調査をしました。課題を出しました。方針はこれです。」とありますが、「本当は初めから方針は決まっていたのでは」というようにしか見えない。あえて言い過ぎに言いましたが、やはり流れが見えてこない、しっかりとした問題意識に従った計画というところが薄く見えてしまうということだと思えます。

おそらく何%ができていて、できていないところまでは、難しいとは思いますが、やはりリンクしているものであるはずなので、事務局から少しご説明いただけるといいと思えます。

事務局：委員8の回答に沿えるかわかりませんが、本編59ページに課題の整理ということで、「現況調査結果の解析・評価」という部分から、どの部分が課題としてつながっているのかという流れは提示させていただいていますが、今言われたように何%の達成率によってそれを目標達成としてみるかっていうところまでは、記載していません。

会長：例えば、本編59ページの一番上の「環境保全機能」に「18本の河川が都市の骨格を形成、良好な水辺を有する。」とあり、その後の「課題のまとめ」で、「河川は市の特徴であり、保全と活用が必要である。」と記載があるということは、おそらくこの間に十分な保全ができていないという文脈があるということだと思えますが、現状としてどれぐらいできていないという記載があるとわかりやすいというご指摘でよろしいでしょうか。

委員 8：そうですね。計画というものは、どんなところに問題があって、消費者が困っているから、「これをつくりましょう」「あれをしましょう」ということがありますが、この計画では、困っているところが見えてこないというか、つながりがわからない。

会長：つながりが大事なところになってくるはずだということですね。つま

り、住まわれている方がどういったところで困っているのか、それが課題としてどう整理されているのかというところです。

おそらく、すぐに回答できる状況ではないと思いますが、今の意識はとても重要だと思います。その辺りは調査されているはずですし、そういった視点をもつことは非常に重要かと思しますので、少し検討いただけるといいかと思えます。

事務局： 今のご指摘で、困っているから課題・対策というように結びつくということは理解できますが、瑞穂市を捉えた時に、河川は骨格を形成しているという現状を把握して、今後も保全をしていくということで、現状把握、そして今後の方針という整理をしていっています。

会長： 今申し上げたのは一例で、もちろん住民がというだけではなく、行政としての立場があってもいいと思います。ただ、今これだけあるから必要、保全しないといけないという短絡的な言い方と言うのは言い過ぎかもしれませんが、都市計画審議会ですから、都市計画の今後の視点で言うと、今あるから保全していくという前提ではなく、どうしていくのかという議論をしていくわけで、例えば、拠点的な整備をして、そこを中心にせざるを得ない、言ってみれば、すごく厳しい言い方をすると、選択と集中を一部していかざるを得ないようなことまで考えていけないといけないという時代にきていることから、あるものを保全するという視点で計画とすることも、私は少し検討しないといけないのではと思いました。

委員 9： 緑の中で公園も位置づけられているということで、住民目線から言いますと、パワーポイント資料 5 ページに公園の位置が書いてありますが、果たしてこの配置状況でいいのかと思う。特に、住居系の用途地域では公園が少ないのではと感じ、そういった分析をされているかお伺いしたい。また、計画のフレームで、アウトプットされている公園の整備目標ですが、他の都市と比べて少ない気がします。この目標がどの程度の位置を占めているのかを教えてください。

会長： 事務局いかがですか。

事務局： パワーポイント資料 5 ページに都市公園に準ずる公園をプロットしていますが、赤いぼかしが「都市公園等が不足するエリア」で、都市公園の誘致距離半径 250m という目安がありまして、その円をプロットし、不足エリアを面的に抽出しています。今後の公園整備は不足エリアに配慮しながら、公園整備を進めたいと思っており、現在は一人当たり 3.5 m²で、他の市町と比較したことはありませんが、少なめなのかなと感じていますし、瑞穂市は人口が増えており、公園の整備要望が高いので、積極的に整備していきたいと考えております。

委員 9： 今に関連しまして、他の都市と同じくらい税の負担をしているとすれば、同じような都市公園面積は確保してほしいと感じています。その点、よく検討されて、長期目標として設定いただきたいと思えます。現状では、農業振興地域が多くありますが、前回の都計審で質問させていただいた際には、将来人口を増やしていきたいと

いう回答で、今後も開発していきたいということだと思うので、そうなった時の将来の都市のあり方ということで、公園の設置についても具体的に決めていただきたいと思います。

会 長： 今のお話の中で個人的に少し引っかけたところは、確かに、一人あたり何㎡で、都市として比較するというのも大事ですが、それを住民目線で見ると少ないと思われるということは、もしかすると一番初めに委員 3 が指摘されたように、公園を公園だと思えてないのではないかということです。体感としてそれが使える公園になってない可能性もあると思うので、何㎡だからいいとか悪いではなく、やはり使える公園がどれだけあるかという視点を持っていただくことも大切かと思いました。
それでは、委員 10 お願いします。

委員 10： パワーポイント資料 3 ページの「基本理念」や「基本方針」はわかりました。今度は実施計画として、「計画フレーム」ということで「緑地の整備目標」や「公園の整備目標」、「緑地の整備目標」は、市の全体で見れば先ほど、委員 9 が言われたように、巢南地域の西・中地域は農業振興地域ですから、当然カバーしてしまう訳です。緑の基本計画の中で、瑞穂市は何に焦点を絞って、この都市計画審議会は何をやらなければならないということ、まず焦点を縛らないかと思えます。この中の大きな問題として、市の全体の公園に絞って、パワーポイント資料 5 ページを見ましても、こんなこと言って申し訳ないのですが、緑地等公園や児童遊園地と書いてありますが、その定義がわからない。ここで聞いている人はわかると思いますが、市民の方は、緑地等公園や児童遊園地の定義が全然わからないので、種別をはっきりしてもらいたいです。

あと、「計画のフレーム」は令和 17 年度、要するに 2035 年度までの長期のスパンです。将来人口 55,000 人ということで、一人当たりの緑地の配置計画をしているわけですから、14 年間の間に公園を増やす予定があるのかということです。増やす部分が計画に入っているなら、例えば、14 年間の間でこういう計画あるということを示すとか、実施計画での予算を裏付けということで記載してもらいたい。

それから、瑞穂市の一番上位に総合計画があって、その下に都市計画マスタープランがあって、その一つのフレームとして、緑の基本計画があるので、都市計画マスタープランとの整合を十分考えて、緑の基本計画を立てることが非常に大事なことだと思います。そういったリンクをしてないといけないので、その辺りが一連の流れで進んでいるかということもお聞きしたい。

それから、中地域は、公園という公園は一つもないです。これは長期計画に入れてもらわなくてもいいですが、緑の 4 つの機能の防災機能やレクリエーション機能をみたときに、子供さん達の遊び場や地震があった場合の集合場所をどこにするかということも考えて、例えば、十七条と十八条にそういう場所を設けることも考えながら、4 つの機能を念頭に置いて、全体の計画を立ててもらいたいと思います。

皆さんのいろいろなお話を聞いておまして、花の問題や公園の活

用の問題なども非常に大事なことですが、基本的なことを考えて、瑞穂市として今何が大事か。現状だけではなく、将来のまちづくりの観点から、10年後、20年後を念頭に置いて計画書を作ってもらえたら良いのではないかと考えています。

会 長： 1点目は焦点を絞っていかないといけないというところ。次に都市計画マスタープランと、緑の基本計画の関係がこの14年間でどういった形で連携していくのかという点。3点目は我々もご指摘させていただいたところかと思いますが、機能を定義したことに対し、評価をしっかりとすべきではないかというご指摘だったと思いますが、事務局いかがですか。

事務局： まず、マスタープランとの連携で、緑の基本計画の目標年次は、次のマスタープランの更新と併せたものとしております。基本は10年刻みですが、令和7年にマスタープランの改訂がありますので、最初だけ5年ということで、マスタープランとあわせており、今の計画も当然整合はとれていますし、次回改訂時にはマスタープランと同時進行で改訂していきます。

会 長： 今のお話が連携のところですね。
3つ目は、先ほども議論があったところで、調査をして、緑の4つの機能にそれぞれ応じた評価があって、それに対して課題が出てきてという議論があまりされていないのではないかと、それが実感として見えないということだったと思いますが。私がアウトカムと言ったところとも関連するのかもしれませんが、例えば、ある地域において大きな水害が起きた時に、避難できる公園という防災機能を持たせるのであれば、それが現状どうであるか。課題であって、問題かどうかを踏まえた上で、足りないのであれば整理していくというフレームになっていると思いますが、そういった議論の積み上げが見えないということだと思います。
私が申し上げたことも、委員8がおっしゃられたことも、指摘としては同じですね。委員1のご意見もそうだったと思います。
もう1点の焦点を絞るというところは、今回は意見聴取ということで、ここで審議するものではないという意味では、焦点を絞らずというのも一つは理解できるのかなと思ってお聞きしておりました。
その他いかがですか。

委員11： 委員5が言われたような、基本理念を掲げて緑化を推進していくことは賛成ですが、やはり交通事故ゼロを目標にしている側としましては、委員4のご意見とも関連しますが、交差点付近に植樹を植えることは反対ですし、低木にしていきたいです。そういう意見は、瑞穂市から、道路協議の際に公安委員に意見聴取がなされた際は、そのような回答をさせていただきます。緑化には賛成ですが、個別に意見をつけさせていただくということは理解していただきたい。

パワーポイント資料21ページですが、「民有地の緑化による地域の緑づくり」とあって、いいことだと思いますが、110番通報や警察に対する要望、苦情等に関しては、道路沿いに木が出ているとか、民有地の方からアスファルトや標識を覆い被さっているという通報があります。その維持管理ですが、どうしても独居家庭ですと、維

持作業する者がいない、お金がないなど、維持管理できないという方が多いので、そういう際に、業者が助けられるような仕組みづくり等の維持管理に関して記載いただければと思いますので、よろしくをお願いします。

会 長： ありがとうございます。
個々においてはやはり当然ながら、交通安全の視点から、ここに書いてあるから全てが緑化でいいというわけではないということですね。それはもちろんその通りだと思います。
2点目は維持管理と言いましょか、こちらは委員4が言われたところとも関連すると思いますが、緑だけがあればいいってものでもないですね。それを良好なものに保つということは、しっかりと管理していくことが必要であるというご指摘だと思います。
その他、いかがですか。

委員 6： 私、孫がおりまして、学校から帰ってきたら、家ではボールを蹴るところがないので、ボールをカゴに入れて一目散に公園まで走って行きます。友達と約束して、チャイムが鳴るまで精一杯遊ぶことが子供達の日頃ですし、昼間ですと、老人の方や年配の方がグランドゴルフやゲートボールをやってみえる姿を見ます。そんな憩いの集える公園が近くにあってもいいと思います。整備や管理も大変ですが、市によろしくお願ひしたい。
そして、もう一つですが、これだけ施設があると、維持管理は大変だと思います。高い木にはクレーン車に乗って木を伐採されたり、草を刈る時にはシルバーの方が、道の方に草が出ないようにされたりしてやってみえるのをよく見かけますので、そういう観点から言いますと、本当に大変な仕事だと思ひ見えています。

会 長： ありがとうございます。
意見聴取ということですし、私の方で何かをまとめたり、結論が必要なものではないと思いますが、一つだけ確認も込めて聞きたいのが、パワーポイント資料1ページで、委員10のご指摘されたところですが、それぞれの計画の関係性を「即す」という言葉を使ったり、「整合」という言葉を使ったり、「適合」という言葉を使ったり、尚且つ「整合」の中では、両矢印のものもあれば、片矢印のものもある。この辺りはどう使い分けておられるのでしょうか。都市計画審議会では、都市計画マスタープランを中心に議論すると理解していますが、そことの関係性をみた時に、この矢印の意味合いをどう理解すればいいのか。基本計画は大事な計画なのでこの辺りしっかりしておいた方がいいと思います。「即す」は上位計画として認識をしつつ、そこに書いていることから逸脱しないように議論をするということで、比較的わかりやすいです。
事務局いかがですか。

事務局： 緑の基本計画の策定に際して、緑の基本計画ハンドブックという図書を参考にしており、その中の文言を引用してしまひて、意味合いとして大きな違ひはござひません。

会 長： そういう意味では、「適合」と「整合」に大きな差はないという理解でいいですか。

事務局： はい、そのとおりです。

会長： イメージで言うと、片矢印は、上位計画と位置づけて、それに逸脱しないようなスタンスを取るとのことだとすると「即す」に近いと思います。

ありがとうございます。

細かいところを確認させていただきましたが、なぜこんなことを確認したかという、この緑の基本計画に対する都市計画審議会の立ち位置の確認をしたかったということです。今日も皆さんから多くのご意見をいただき、非常に大事な意見もあったと思っております。先ほど、事務局から都市計画マスタープランと緑の基本計画は整合していますという一言がありましたが、おそらく都市計画審議会ですそれを議論しないといけないと思います。その中でお伝えしたいことは、審議会のタイミングは今ではなく、例えば、パブリックコメント前に議論できるような場があれば、もう少し修正できたのではないのでしょうか。もちろん我々が決めることではないですが、整合性を持って進めるという考え方であれば、もう少し前に意見聴取をしていただき、我々も意見を述べられるようにしたほうが、全体の計画としてより良いものになると思います。我々の意見を聞いた上で、その後どうされるかは検討いただければいいですが、何度も申し上げますが、整合をとるのであれば、パブリックコメントの前のタイミングで意見聴取をしていただいたほうがいいと思いますので、よろしくをお願いします。

全体として一つは、計画にいいことばかり書いても難しいので、要はメンテナンス、先ほどアダプトプログラムの話もありましたが、何でも全部市民に任せればいいのかというものではないですし、できること、できないこと当然ありますので、計画を実現していくために、市はこれくらい動いて、市民の方もこういうことしないといけないとわかるような、そして、その結果としてこんないいまちになるとわかるような計画になるべきだと思いますし、全体の皆さんの意見もそういったところかと思いました。

あとは、もう一点は根拠をもって話をしましょうということだったと思います。

今回の都市計画審議会での意見をもう一度チェックいただいて、必要などを修正いただければと思います。

それでは、今日の議事はこれで終了といたしますので、これからの進行は事務局のほうにお願いします。

事務局： 本日、多くのご意見いただきまして、誠にありがとうございます。頂いたご意見をまとめさせていただきまして、3月の完成に向けて、今後進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

最後に事務局より報告事項と事務連絡を1件ずつさせていただきたいと思っております。

まずは、報告事項ですが、前回の3月に開催させていただきました第1回都市計画審議会において意見聴取させていただきました都市計画区域マスタープランですが、その後、県により国土交通省協議、県都市計画審議会を経て、令和2年11月13日岐阜県告示第446

号にて都市計画決定されましたことをご報告させていただきます。
次に、事務連絡をさせていただきます。
本日の議事録ですが、全文筆記ということで、事務局にて、作成後、委員の皆様へ確認のため、議事録を送付させていただきますので、ご確認をお願いいたします。その後、ホームページにて公表させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。
それでは、以上をもちまして、令和第2回瑞穂市都市計画審議会を閉会させていただきます。本日は、長時間にわたりありがとうございました。